

## 第5 主な財政指標の状況

### 財政指標の推移（普通会計決算ベース）

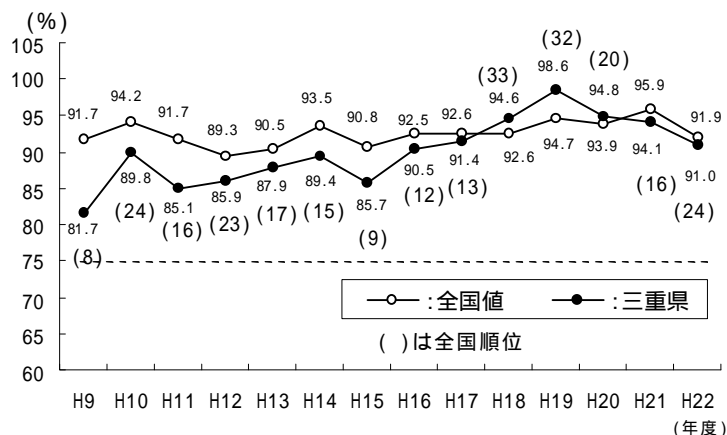
地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければなりません。財政分析において財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、第20図に主な財政指標項目の推移を示しました。

なお、財政指標関連項目の状況については資料19に示したとおりです。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（4指標）等については、92頁以下に掲載しています。

第20図 主な財政指標の推移

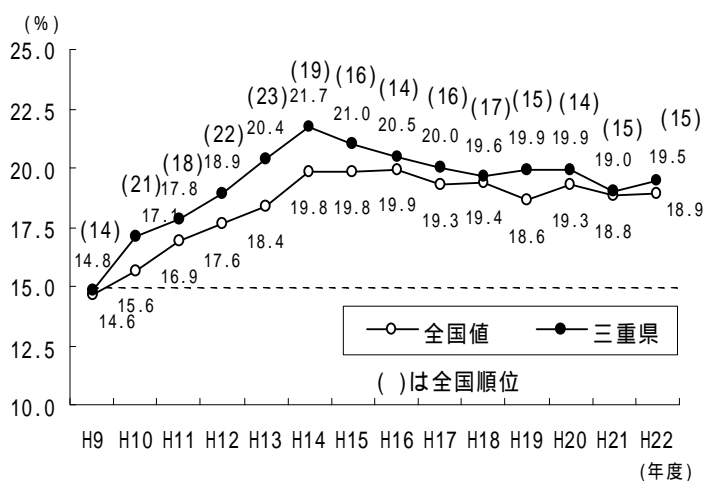
[第20-1図] 経常収支比率



経常収支比率は平成4年度以降、上昇基調にありましたが、平成20年度からは減少傾向となっています。これは毎年経常的に収入される地方交付税等の伸び率に対し、人件費や公債費等に毎年経常的に支出される経費に充当される一般財源の伸び率が小さいことによるものです。

一般的には75%程度が妥当とされており、三重県は平成6年度以降、75%を上回っていると同時に、全国値とよく似た変動傾向で推移しています。

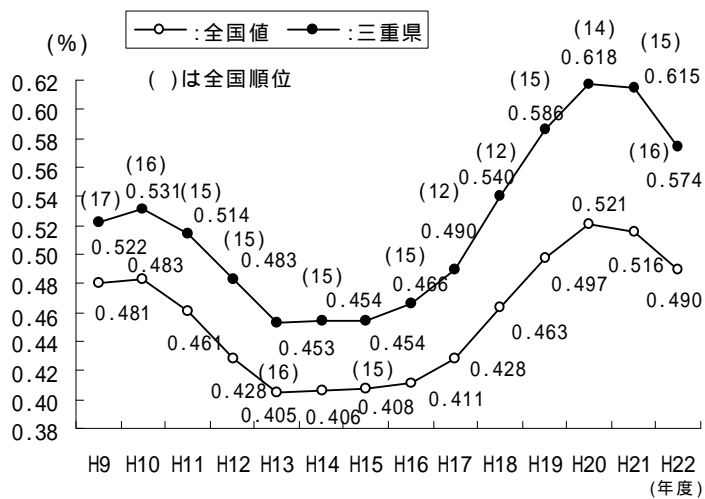
[第20-2図] 公債費負担比率



県債の元利償還金等の公債費負担比率は、平成4年度以降一貫して上昇し続け、平成15年度からは減少傾向となっていました。これまでの減少は、一般財源の伸び率に対し、公債費に充当される一般財源の伸び率が小さいことによるものです。

一般的には15%が警戒ラインとされており、三重県も近年、15%を越えた水準で推移しているとともに、全国値とよく似た変動傾向となっています。また、全国の自治体の財政状況は、本県と同様に厳しい状況にあると推定されます。

[第 20 - 3 図] 財政力指数 ( 3 ヶ年平均 )



財政力指数は財政力を判断する理論上の指数であり、三重県は全国値とよく似た変動傾向となっており、平成 21 年度から減少に転じ、平成 22 年度には 0.574 となっています。

また、全国状況をみると、第 19 表のとおり、本県は B グループに属しています。

## 財政力指数からみた本県の位置

第19表 財政力指数（平成20年度～平成22年度）

	財政力指数	所属団体	団体数
A	1.000～	愛知県	1
B	0.500～1.000	神奈川県、千葉県、大阪府、埼玉県、静岡県、茨城県、京都府、兵庫県、福岡県、栃木県、広島県、群馬県、滋賀県、三重県、宮城県、岐阜県、岡山県	17
C	0.400～0.500	石川県、香川県、長野県、富山県、福島県、山口県、奈良県、福井県、愛媛県、新潟県、山梨県	11
D	0.300～0.400	北海道、熊本県、大分県、和歌山県、佐賀県、山形県、青森県、岩手県、宮崎県、徳島県	10
E	0.300未満	長崎県、鹿児島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県	7
F	1.16170	東京都	1

- (注) 1. グループの編成は、20年度～22年度までの財政力指数（基準財政収入額／基準財政需要額）の平均値が1.000～をA、0.500～1.000をB、0.400～0.500をC、0.300～0.400をD、0.300未満をEとして区分したものである。
2. 東京都は、他の都道府県と行政権能、規模等著しく異なるので、Fグループとした。

### 一口メモ

- 普通会計 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なることを踏まえて、財政比較や統一的な掌握のために地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計に含まれない特別会計を合算したものです。
- 経常収支比率（財政構造の弾力性を判断する指標）  
財政構造が弾力的か否か、財政の健全性が保持されているか否かの判断基準であり、歳出のうち、収入の増減に係わりなく支出を迫られる、経常的に支出されなければならない経費の占める割合を指します。一般的に、人件費や物件費等の経常経費の割合が大きく、また、それらの財源に国庫支出金、地方債といった臨時的収入が充てられる状態では財政構造が硬直化しており、柔軟な財政活動は期待できません。一般的には75%程度が妥当とされています。
- 財政力指数（地方公共団体の財政力を示す指標）  
財政力を判断する、理論上の指数であり、交付税算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めます。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされており、1を超える自治体には普通交付税は交付されません。財政力指数は、1に近いか1を越えるほど財源に余裕があるものとされています。
- 公債費負担比率（地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標）  
一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合をいうもので、これがどの程度一般財源の用途の自由度を制約するかを示すものです。この比率は、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。